

第三次 南伊勢町人権施策基本方針



令和5年4月

南伊勢町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針策定の経緯	1
2 基本理念	2
3 基本方針の位置づけ	2
4 推進期間	2
5 人権施策について	3
6 町民意識調査結果	4
(1) 調査対象及び調査方法	4
(2) 回収結果	4
(3) 調査結果概要	4
第2章 南伊勢町における人権施策の推進	5
1 人権が尊重されるまちづくりのための施策	5
(1) 人権が尊重されるまちづくり	5
(2) 人権尊重の視点に立った行政の推進	7
2 人権意識高揚のための施策	8
(1) 人権啓発の推進	8
(2) 人権教育の推進	9
3 人権擁護と救済のための施策	10
(1) 相談体制の充実	10
(2) さまざまな人権侵害への対応	11
4 人権課題のための施策	13
(1) 女性	13
(2) 子ども	14
(3) 高齢者	17
(4) 障がい者	19
(5) 外国人	21
(6) 同和問題	23
(7) 新たな感染症及び難病等患者とその家族など	25
(8) 犯罪被害者等	26
(9) インターネットによる人権侵害	27
(10) L G B T等性的マイノリティ	29
(11) さまざまな人権課題	31
第3章 施策の推進にあたって	32
1 町人権施策の推進体制と仕組みについて	32
(1) 推進体制の構築	32
(2) 全町的な人権施策推進にあたっての仕組みづくり	32
2 基本方針の進行管理と見直し	33
資料	34

第1章 基本的な考え方

1 基本方針策定の経緯

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的な遵守されるべき基本的権利です。世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定があり、基本的人権尊重の原則が定められています。日本国憲法においても、国民主権（主権在民）、平和主義とならび、基本的人権の尊重を三大原則としています。

国は平成12年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、これに基づき平成14年に、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年一部変更）が策定され、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など多岐にわたり取り組むべき人権課題として取り上げられています。

また平成28年には差別を解消することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の3つの法律が施行されました。

三重県では平成2年に全国に先駆け「人権県宣言」が県議会で決議され、平成9年には「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定しました。それに基づき平成11年に「三重県人権施策基本方針」（平成18年・平成27年改定）を策定し、人権施策を総合的に推進してきましたが、不当な差別の解消に向けて県の取組みを一層強化するため、同条例を全部改正し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を令和4年5月（一部令和5年4月）に施行し、人権問題の解消と、人権が尊重される社会の実現を目指しています。

本町では、平成22年「人権が尊重される南伊勢町をつくる条例」を制定しました。それに基づき平成25年「南伊勢町人権施策基本方針」を策定し、国・県の動向も踏まえ、更に総合かつ計画的な推進を図ることを目的とし「第二次南伊勢町人権施策基本方針」を改定しあらゆる人権課題に取り組んできました。

それから5年間の経過し、現行の「第二次南伊勢町人権施策基本方針」の推進期間が終了するにあたり、これまでの取組みとその施策状況を踏まえ、また新たな課題に対応するため「第三次南伊勢町人権施策基本方針」を策定するものです。

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27年（2015）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030）までの17のゴール・169のターゲットからなる国際目標です。

貧困問題やジェンダー平等など持続可能な社会の実現を目指すためのビジョンや課題が示されています。



2 基本理念

南伊勢町では住民が輝きをもてるまちづくりを推進しています。そのため、あらゆる場面においてすべての住民が互いに思いやり、繋がりを大切にし、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を目指しています。

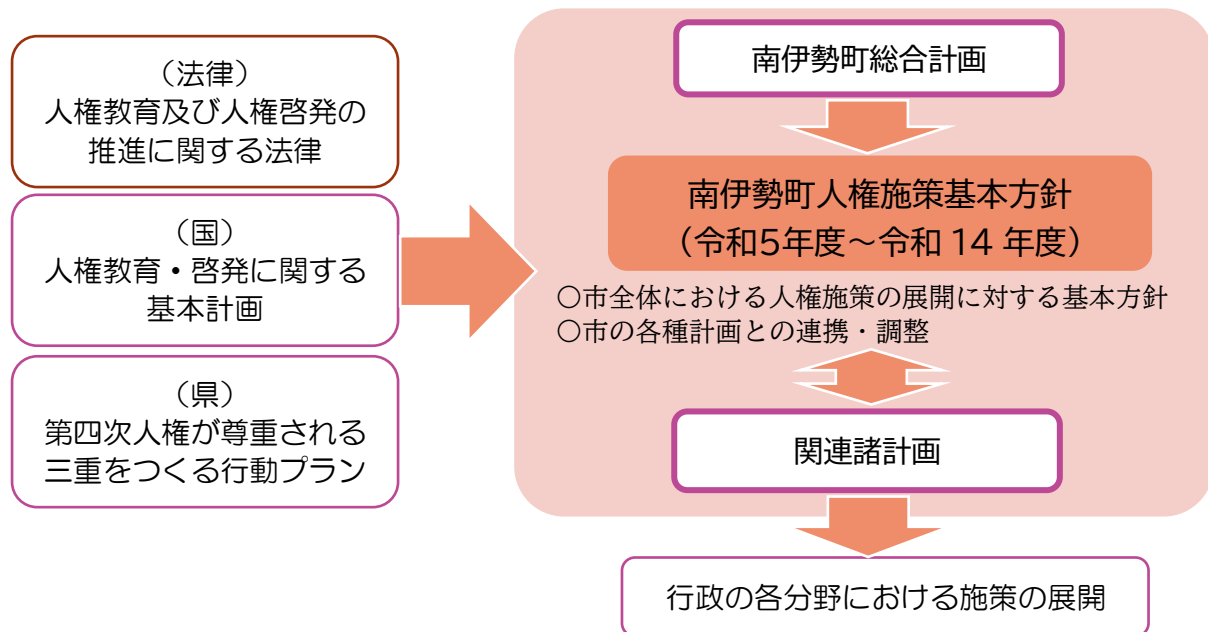
「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保証されなければならない」として、世界人権宣言及び日本国憲法の理念を掲げ、その理念のもとに、以下を基本理念とします。

「互いを尊重し、思いやり、助け合いがあふれるまちづくり～誰もが元気で輝くまち～」

3 基本方針の位置づけ

本方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（第7条）の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」更に「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を踏まえ策定するものです。

また、「南伊勢町総合計画－南伊勢町新絆プラン－」を上位計画として、関連諸計画との整合性を図るものです。



4 推進期間

本方針の推進期間は、2023年（令和5年）から2032年（令和14）年までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
第三次南伊勢町人権施策基本方針									

5 人権施策について

人権が尊重された社会をつくるためには、あらゆる事業、分野において人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。この基本方針は、そのための基本姿勢を示すとともに、町における人権施策を目的に応じた次の4つの施策分野に体系づけ、推進していくことを明らかにするものです。

本町の人権施策は、前述の基本理念のもと、目的に応じた4つの施策分野に体系づけて進めています。



基本理念

施策分野

具体的施策

互いを尊重し、思いやり、助け合いがあふれるまちづくり
誰もが元気で輝くまち

目的 1

人権が尊重されるまちづくりのための施策



(1)人権が尊重されるまちづくり

(2)人権尊重の視点に立った行政の推進

目的 2

人権意識高揚のための施策



(1)人権啓発の推進

(2)人権教育の推進

目的 3

人権擁護と救済のための施策



(1)相談体制の充実

(2)さまざまな人権侵害への対応

目的 4

人権課題のための施策



(1)女性
(2)子ども
(3)高齢者
(4)障がい者
(5)外国人
(6)同和問題
(7)新たな感染症及び難病等患者とその家族など
(8)犯罪被害者等
(9)インターネットによる人権侵害
(10)LGBT※等性的マイノリティ
(11)さまざまな人権課題

※LGBTとは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両方の性を好きになる人）、トランスジェンダー（身体と心の性が異なる人）の頭文字をとった言葉。

6 町民意識調査結果

(1) 調査対象及び調査方法

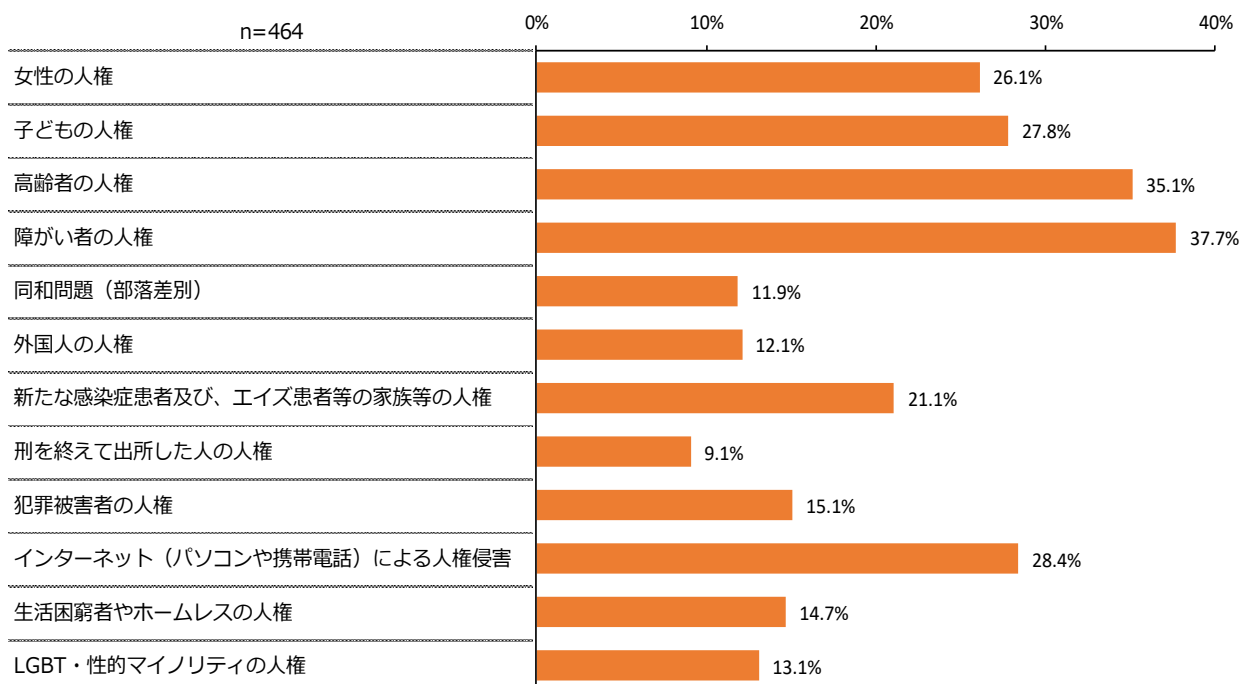
対 象 者	町内在住の18歳以上の町民
抽 出 方 法	単純無作為抽出
調 査 方 法	郵送による調査票配布、郵送また Web による回答の回収
調 査 期 間	令和4年11月21日～令和4年12月2日

(2) 回収結果

配 布 数	1,500 件
有効回収数	464 件
回 収 内 訳	郵送回収:429 件 Web 回収:35 件
回 収 率	30.9%
回 答 者 の 属 性	回答者の年齢は、以下のとおり 10歳代 0.2% 20歳代 2.6% 30歳代 4.5% 40歳代 4.7% 50歳代 14.4% 60歳代 18.5% 70歳代以上 48.7% 配偶者の有無 既婚 59.9% 死別 15.5% 未婚 9.9% 子どもの有無 「いる」人 71.8% 「いない」人 18.8%

(3) 調査結果概要

いまの日本の社会には様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。



第2章 南伊勢町における人権施策の推進

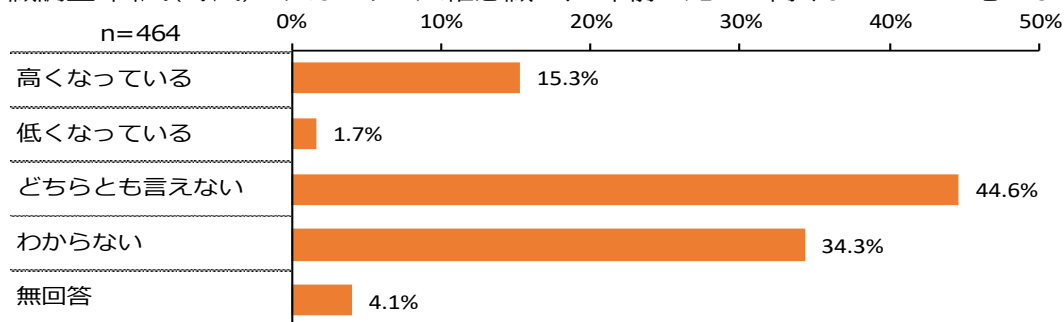
1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

(1) 人権が尊重されるまちづくり

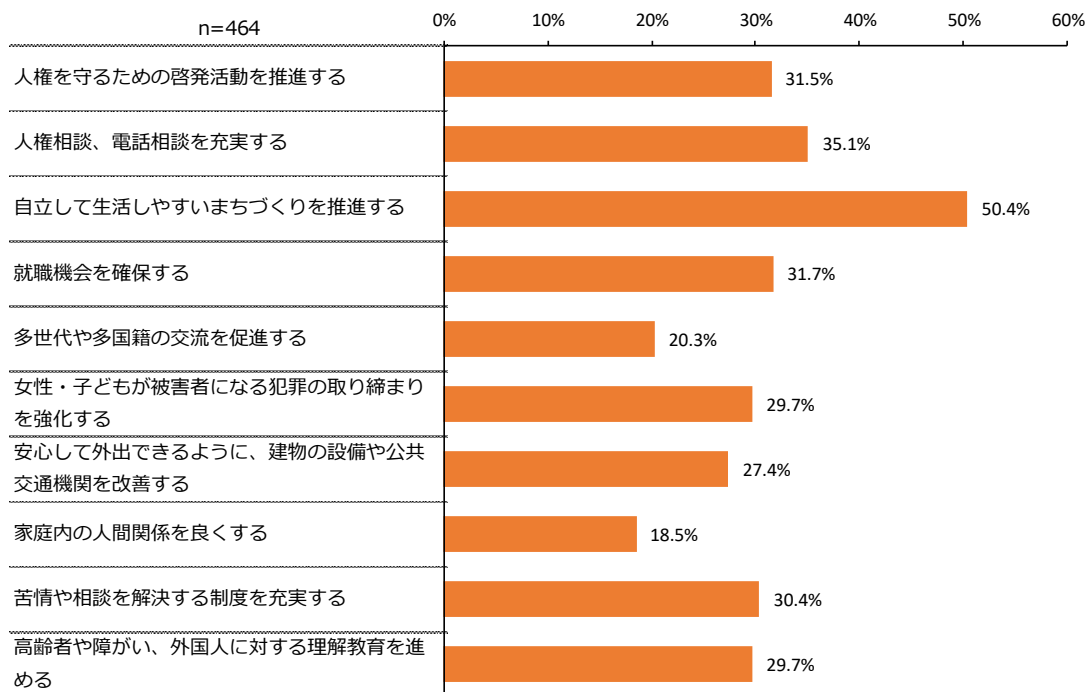
現状と課題

- 三重県の調査(令和元年)では、三重県が人権尊重社会になっていると感じている人の割合は23.4%、どちらともいえないと感じている人の割合は37.5%、感じていない人の割合は23.0%となっています。(令和4年は調査項目なし)
- 町民意識調査では、国民の人権意識は5年前と比べて高くなっているかについて、どちらとも言えないと思う人の割合は44.6%と最も高くなっており、5年前とはあまり変わっていません。
- 町民一人ひとりの人権意識が向上し、人権が守られていると実感できるまちづくりに向けた取組みが必要になっています。

町民意識調査：国民(町民)一人ひとりの人権意識は、5年前に比べて高くなっていると思いますか。



あなたは、女性等さまざまな人権をまもるために、どのようなことが必要だと思いますか。



基本的視点

- 地域の状況に応じた県や市町村等の行政機関、企業、団体等、さまざまな主体で構成する人権関係ネットワークにおいて、地域課題の解決に向けた情報交換や啓発活動を推進するとともに、安心して相談できる体制の充実を図ります。

基本方針

- 日常生活のあらゆる場面において、人権尊重の意識が行き渡るための啓発・学習機会の提供。
- 行政と、企業、町民組織・NPO、地域各種団体、関係機構等とのパートナーシップの構築と支援。
- NPOなどが、人権尊重の考え方のもとにまちづくりに参画する機会の提供。
- さまざまな主体との連携(ネットワーク作り)による相談体制の充実。

施 策	主 管 課
地域や職場等における参加型学習への支援や、啓発活動を進め、人権学習の推進を図り、町民の人権意識の高揚を図ります。	環境生活課
人権擁護委員や民生児童委員が行う相談や交流事業や、町内を拠点に活動する町民組織や、企業の社会的責任に伴う活動（慈善事業等）、NPOの人権活動など、自主的な人権推進活動を支援します。	環境生活課 子育て・福祉課
さまざまな主体で構成する人権関係ネットワークにおいて、地域課題の解決に向けた情報交換や啓発活動を推進するとともに、安心して相談できる体制の充実を図ります。	環境生活課



人権擁護委員による保育園での人権教室



人権講演会

〔町・教育委員会・PTA 連合会〕



(2) 人権尊重の視点に立った行政の推進

現状と課題

- 庁内の各課において、基本方針の施策に基づき相談や啓発活動などの人権に関する事業を実施しています。今後は事業の実施状況の進捗や成果、課題などを共有し、町全体で包括的に人権施策を推進する体制が必要になっています。

基本的視点

- 行政のあらゆる事業、業務において、基本方針に基づき、人権尊重を基本に据えた町政を推進するため、庁内における関係部署の連携強化及び人権啓発推進リーダーのさらなる育成を図り、町職員が一体となった取組みに努めます。

基本方針

- 町職員及び教職員に対する職員研修や教職員研修の充実。
- 三重県や周辺市町、関係機関との連携強化。
- 南伊勢町人権教育研究協議会による関係機関の連携。
- 地域の実情の把握と、生涯学習における人権教育。

施 策	主 管 課
職員の人権意識の高揚を図るため、手法を凝らし、より効果的に人権研修を行います。	環境生活課
県や度会郡4町と連携した教職員の研修プログラムを実施し、教職員のキャリアに応じた人権研修を行います。	教育委員会
さまざまな人権課題に適切に対応するため、関係課との協議や情報交換を行うとともに、人権課題に対応した教育・啓発を効果的に行うため、連携を図ります。（南伊勢町人権教育研究協議会）	環境生活課 教育委員会
生涯学習の視点に立ち、一人ひとりの発達段階と地域の実情を踏まえた、効果的な人権教育推進方法を構築します。	教育委員会



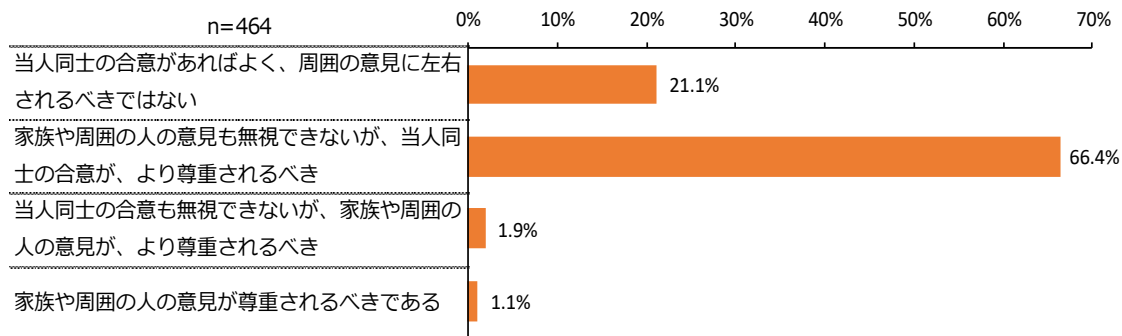
2 人権意識高揚のための施策

(1) 人権啓発の推進

現状と課題

- 町民意識調査では、女性・子ども・障がい者などの人権を守るために必要なこととして、「人権を守るための啓発活動を推進する」が31.5%となっており、人権啓発が必要と考える回答が多くなっています。また、同和問題を解決するために必要なこととして、「教育・啓発活動を推進する」が最も多くなっています。
- 啓発活動は同和問題やインターネットによる人権侵害など様々な問題の解決に必要と考えられていることから、人権意識を高めるための啓発活動に取り組むことが重要になります。

町民意識調査：あなたは、結婚についてどのように考えますか。



基本的視点

- 法務局や他市町等と連携した研修会等を通じて、町民の理解と共感が得られる啓発のあり方について研究し、種々、広く啓発を行います。
- 町民の主体的な学びを促し、人権を尊重することの重要性を理解するための人権学習資料や啓発資料の調査・研究を行います。

基本方針

- 人権感覚を育むための町民一人ひとりへの啓発方法及び内容の質の向上。

施 策	主 管 課
広報などを活用し人権週間の告知を行うなど、国、県との連携により人権尊重の理念の普及に努めます。また、様々な人権課題に応じ、手法を凝らした啓発を進め、人権意識の向上、ダイバーシティ社会の推進を図ります。	環境生活課
人権に関する講演会などを開催し、有識者による講演及び関連冊子・物品の配布を通して、広く町民の人権啓発に努めます。	環境生活課

(2) 人権教育の推進

現状と課題

- 三重県の調査(令和4年)では、人権教育を受けたことがない人は、同和問題(部落差別)については26.6%、障がい者の人権については29.3%、外国人の人権については42.3%となっており、外国人を含めた差別や偏見解消に向けた人権教育の機会を充実させることが課題になっています。
- 町民意識調査では、高齢者や障がい者、外国人に対する理解教育や個人情報保護の理解を深めるための教育・啓発広報活動が人権問題の解決に必要という回答が多くなっています。
- 同和問題や障がい者、外国人などの様々な人権問題の教育機会の充実や町全体の教育活動において、学校教育以外の場での人権教育を実施し、基本的な知識の習得を進める必要があります。

基本的視点

- 「人権教育推進計画」について、子どもや保護者、地域の状況などを踏まえた見直しを図り、人権教育を全ての教育活動の中で総合的・系統的に推進します。

基本方針

- 人権に関する基本的な知識や考え方を習得できる学習機会の充実。

施 策	主 管 課
生涯学習の視点に立って、あらゆる機会における人権に関する学習の一層の充実を図るとともに、社会教育施設を活用して、人権研修など人権に関する多様な学習機会を提供します。	教育委員会
南伊勢町人権教育基本方針に基づき、各学校で道徳や総合的な学習の時間、特別活動の中で個別の人権課題に対する学習を実施します。	教育委員会
人権学習の機会の提供や、公正採用選考に関する周知により、町内の企業及び農林水産団体へ向けて人権推進を行います。また、さまざまなハラスメントが人権を侵害する行為であるとの認識を企業等に普及啓発していきます。	環境生活課



3 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談体制の充実

現状と課題

- 町民意識調査では、女性・子ども・障がい者などの人権を守るために必要なこととして、「人権相談、電話相談を充実する」が35.1%、「苦情や相談を解決する制度を充実する」が30.4%となっており、相談体制の充実が必要という回答が多くなっています。
人権が侵害されたと感じた時の対応は、「友人・家族等の身近な人に相談する」が45.9%となっていますが、一方で「我慢する」との回答が6.5%となっています。
- 人権が侵害された時に直接窓口へ相談する人は少ないと考えられるため、相談しやすい環境をつくることや様々な方法で相談ができる体制を整えておく必要があります。

基本的視点

- 町民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制を整えます。

基本方針

- 気軽に相談できる相談窓口の町民への周知。
- 地域における見守り・助け合い機能の強化。
- 県や近隣自治体、関係機関との連携強化と民間団体等とのネットワーク化による相談・支援体制の充実。

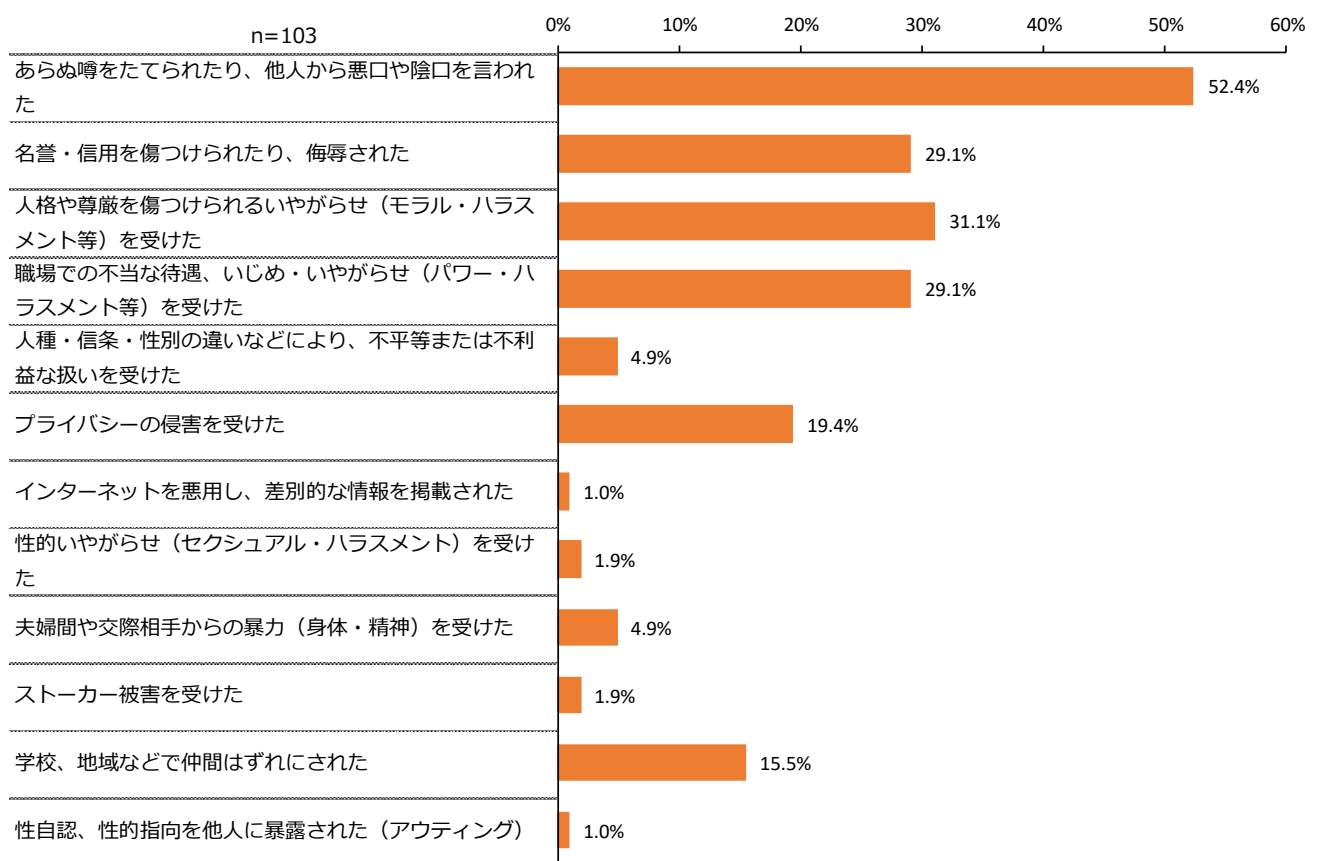
施 策	主 管 課
広報などを活用し周知を行い、人権擁護委員による人権に関わる相談窓口、女性相談、法律相談などさまざまな相談窓口を開設します。 その際には、電話やファックス、電子メール等による相談受付や、出張相談の実施等、場所や時間帯を工夫し、相談者が利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備を図ります。	環境生活課 子育て・福祉課 総務課
多様化・複雑化する人権相談に対して、迅速かつ的確に対応するため、関係課や県専門機関などの関係機関、地域各種団体等との連携による地域人権相談ネットワークの組織化を図り、人権侵害防止及びその救済のための制度を確立します。	環境生活課 子育て・福祉課 防災安全課

(2) さまざまな人権侵害への対応

現状と課題

- 三重県の調査(令和4年)では、人権侵害を受けた経験がある人は11.7%で、そのときの対応については、何もせずに我慢した人が35.0%、家族や友人など身近な人に相談した人が42.3%、相手に抗議した人が18.2%となっており、相談できず我慢せざるを得ない人が相談できる仕組みや体制づくりが課題となっています。
- 町民意識調査では、自身や身近な人の人権が侵害されたと感じたことがある人は22.2%となっており、その内容は悪口や陰口、侮辱などからモラル・ハラスメントやDV¹などとなっています。
- 人権侵害の内容が多岐に渡っていることから、様々な人権問題への意識を高める啓発や連携体制による情報共有など、幅広い取組みを充実させる必要があります。

町民意識調査：「人権が侵害されたと感じたことがある」と回答された方に伺います。それはどのような内容ですか。



基本的視点

- 人権侵害を受けた被害者に対して、行政的、司法的な面から救済のための制度が整備されるよう推進します。

¹ DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に対する身体的、心理的、経済的または社会的、性的暴力。

基本方針

- 人権問題について正しい理解・認識が得られる情報提供。
- 国や県などの行政機関、医療機関、福祉施設などとの連携体制の構築。
- ネットモニタリングの実施と、インターネットリテラシー向上の啓発推進。
- DVや虐待へのセーフティネットの構築と救済対策。

施 策	主 管 課
町民が人権課題について正しい理解・認識が得られるよう、情報源・資料となる書籍、新聞・雑誌等や人権関係のNPOや団体に関する情報の収集を行い、情報提供に努めます。	環境生活課
世代間交流や異文化交流などを通じて人権意識が高揚されるよう、手法について研究するとともに、町民同士の多様な交流を促進します。	まちづくり推進課
インターネットによる差別表現の実態を把握し、内容等を分析し、メディア・リテラシーの向上やインターネットの適正利用を促すための啓発・広報を進めます。	環境生活課
DVや児童虐待等に関する啓発を推進して、町民の虐待に対する意識の高まりにより、地域において虐待が早期に発見・通報される環境づくりを進めます。	子育て・福祉課



三重県連携映画祭での人権推進パネル展示



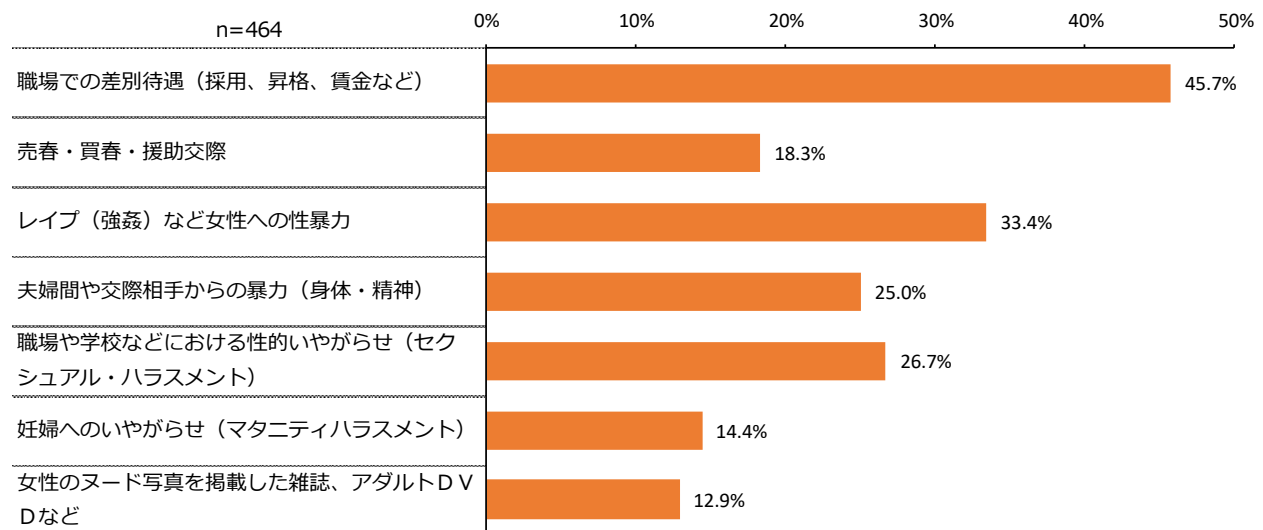
4 人権課題のための施策

(1) 女性

現状と課題

- 三重県の調査（令和元年）では、女性差別がなくなる見通しについて、差別はあるが、解決に向かうと考える人が34.6%、差別があり、なくならないと考える人が34.3%と、ほぼ同じ割合となっており、差別解消に向けた意識の醸成が課題となっています。（令和4年は調査項目なし）
- 町民意識調査では、女性の回答者の人権が侵害されたと感じる内容で、「職場での差別待遇（採用、昇格、賃金等）」や「レイプ（強姦）など女性への暴力」、「職場や学校などにおける性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）」などが回答されています。
- 女性への職場や家庭での差別やハラスメント、DVなどの暴力を防ぎ、性別による人権侵害が発生しないための取組みが必要になっています。

町民意識調査：あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのような行為に対してですか。



基本的視点

- 社会のあらゆる場面で性別により差別されことなく参画できるまちづくりを進めます。

基本方針

- 男女共同参画推進基本計画に掲げる施策の推進。
女性の政治的、経済的、社会的地位向上に向けた取組みの推進。
- 母子保健、子育てや介護サービスの充実。
- DV・ハラスメント防止と犯罪被害者救済。
- 家事分担意識向上とワーク・ライフ・バランスの浸透。

- 女性の出産支援とハラスメント防止。
- 女性の起業支援と能力育成。

施 策	主 管 課
「南伊勢町男女共同参画基本計画」に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画社会への理解の浸透や、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた支援に取り組めます。	環境生活課
母子保健、子育てや介護支援サービスを行い、男女の社会参画を後押しするとともに、関連する相談業務を行います。	子育て・福祉課
性犯罪、売買春、DV、セクシュアル・ハラスメント等の身体的、性的、心理的なものを含むあらゆる暴力から女性を守るために、関係機関と情報共有を行い、相談支援体制の充実を図ります。 事案発生時には、関係機関等と連携し、被害者救済体制の充実を図ります。	子育て・福祉課 防災安全課
働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てをしながら仕事を継続し、その能力を発揮して活躍できるよう、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント ² を防止するための取り組みを進めます。 男女が共に育児・介護休業制度を活用できるよう、制度定着に向けた啓発を進めます。	環境生活課 総務課
農林水産業については、6次産業化等による女性起業支援等の女性農業者の能力開発と、若者が農業参入して、家事・育児をしながら働きやすい環境づくりのためのワークショップ等の取り組みを通じて、女性の経営参画を促進します。 育児・介護等の理由による離職者には、再就職にあたって総合的な支援を行います。	水産農林課 まちづくり推進課



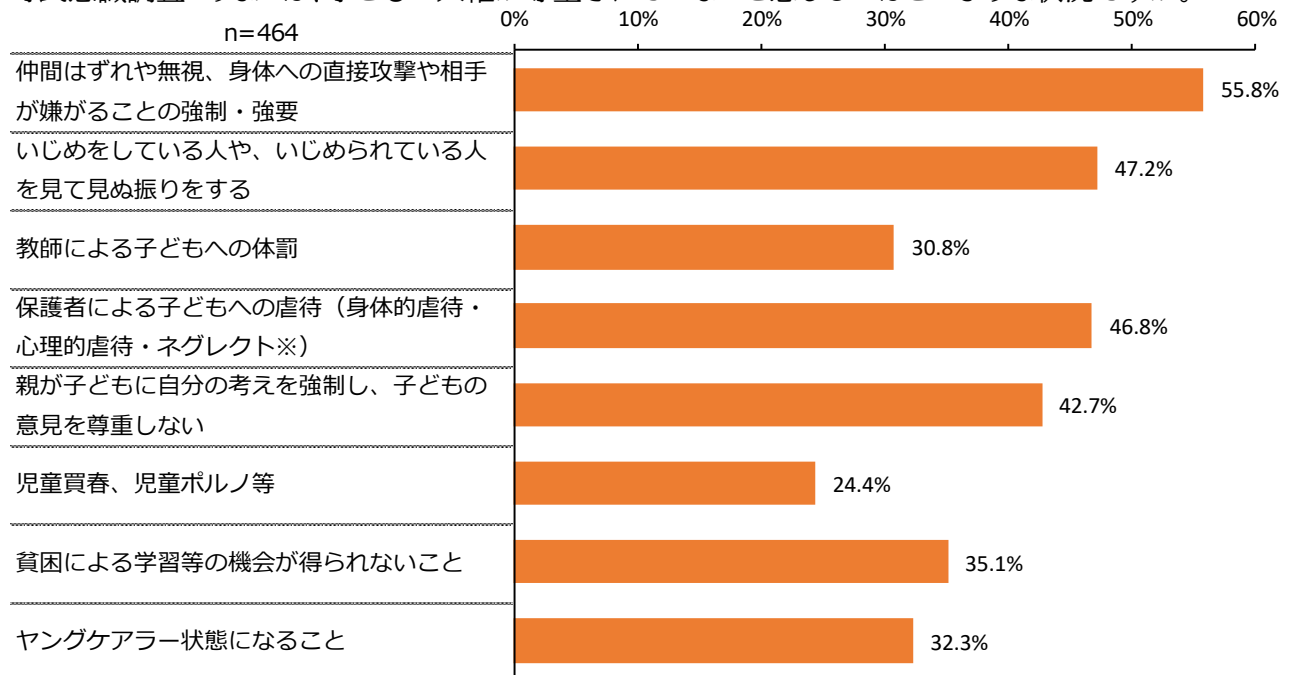
²男性労働者が育児のために、育児休業などの制度を利用・希望したことを理由として嫌がらせを受けること。

(2) 子ども

現状と課題

- 三重県の調査(令和4年)では、子どものしつけのためには、体罰はやむをえないという意見について、そう思わない人は59.1%と半数を超えている一方、そう思う人は12.8%となっており、子どもの権利について理解が不十分な現状にあります。
- 町民意識調査では、子どもの人権が尊重されていないと感じる状況として、「仲間はずれや無視、相手が嫌がることの強制・強要」が55.8%、「いじめの見て見ぬ振りをする」が47.2%、「保護者による子どもへの虐待」が46.8%、「親が子どもに自分の考えを強制し、子どもの意見を尊重しない」が42.7%となっており、いじめや虐待の他、子どもの権利が守られていない状態に対する権利擁護や家庭への支援の必要性が高まっています。
- 近年、子どもが両親等の介護にあたるヤングケアラー³が増えています。また生活困窮もあわせて表面化することも多く、子どもが健全に成長するため、家庭内の問題に早期に発見、支援できる見守りを関係者で構築する必要があります。

町民意識調査：あなたは、子どもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況ですか。



※ネグレクトとは、子どもの養育の義務を怠り、子どもの世話・食事・教育などを放棄すること。

基本的視点

- 子どもの人権を尊重し、健全に育てていくための教育・啓発体制の構築を図ります。
- 虐待やいじめ、体罰など子どもの人権侵害への対応体制の整備を進めます。

³年齢に見合わない家事や家族の世話をし、重い負担や責任を背負っている子どものこと。

基本方針

- 子どもの基本的人権が最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する周知啓発。
- 子どもに対するあらゆる暴力の根絶と防止対策の構築。
- 子ども自身が人権尊重の意識を高める教育の推進。
- 子どもや保護者がいじめや虐待、体罰などについて相談できる体制の充実。
- 三重県子どもの貧困対策計画の推進。児童虐待防止と救済措置。
- 南伊勢町教育人権研究協議会の運営と人権プランの実践。
- いじめ・虐待の早期発見とこころのケア対策。



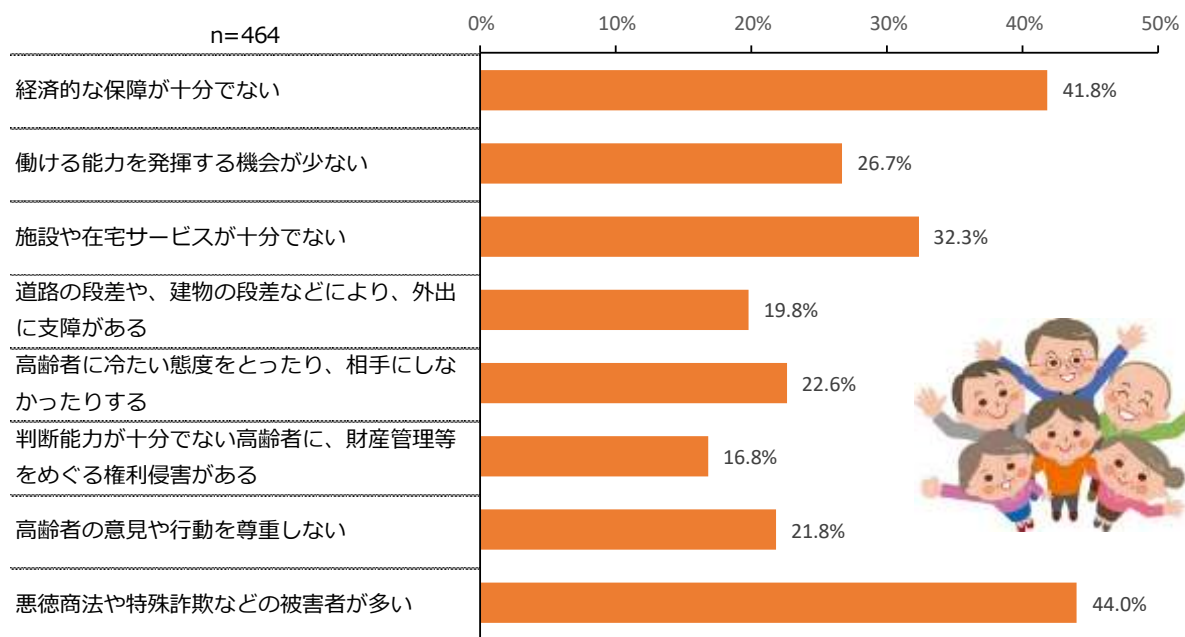
施 策	主 管 課
「南伊勢町次世代育成支援行動計画＜子育てプラン＞」に基づき、子どもの人権を尊重する施策を推進します。	子育て・福祉課
虐待防止に向けて、子育て家庭が孤立しないよう、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、相談窓口の充実を図ります。 要保護児童対策地域協議会においては、関係機関と連携して総合的に児童虐待・DV予防対策支援事業を実施します。	子育て・福祉課
学校教育において、子どもが人権について理解しやすくなるように、交流や体験機会の充実を図ります。 南伊勢町教育人権研究協議会では、保育園、学校、環境生活課などと連携、情報共有しながら、南伊勢町人権プランを遂行します。	教育委員会 環境生活課 子育て・福祉課
いじめや虐待、体罰などについて早期発見を目指し、子どもや保護者などからの相談に対応できるよう、関係機関との連携を図ります。 また、いじめ実態調査等をもとに現状を把握し、早期に対応していくことにより、被害児童生徒のケアとともに加害児童生徒への適切な指導及び支援を行い、再発防止に取り組みます。	教育委員会 環境生活課
いじめ等の子どもの人権に関わる問題を解決するため、個性や違いを尊重する意識や態度の育成を目指す学習を進めます。 地域社会の中で、子どもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性や自身の将来を切り拓く力を身に付けていける機会の提供を支援します。	教育委員会
子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られるよう、2015（平成27）年度に策定された「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき取り組みます。	教育委員会

(3) 高齢者

現状と課題

- 三重県の調査（令和元年）では、高齢者であることを理由に賃貸マンションに入居拒否するのは、人権を侵害していると思う人が50.4%を占めている一方、人権を侵害しているとはいえないと思う人は16.0%となっており、高齢者への人権尊重の理解に課題があります。
- 町民意識調査では、高齢者の人権が尊重されていないと感じる状況について、「悪徳商法や特殊詐欺などの被害者が多い」が44.0%、「経済的な保障が十分でない」が41.8%、「施設や在宅サービスが十分でない」が32.3%となっており、犯罪被害や経済的な立場などで課題があるという回答が多くなっています。
- 高齢者の権利が守られ、自立した生活を送ることができるように、生活の様々な場面で人権尊重の考えに基づいた施策に取り組む必要があります。

町民意識調査：あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況ですか。



基本的視点

- 高齢者が安心して自立した生活を送るための支援体制を構築するとともに、高齢者一人ひとりが社会を構成する重要な一員であると意識してもらえるよう、社会参画の支援を推進します。

基本方針

- 人権意識を持った、高齢者計画の推進。
- 高齢者の人権が尊重され、生きがいを持って暮らしていけるまちの実現に向けた取り組み。
- 権利擁護制度の適用と虐待防止・救済。
- 住みよい地域づくりと包括支援（切れ目のない支援）。

施 策	主 管 課
「南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の人権に配慮した施策を推進します。	高齢者支援課
シルバー人材センターなどの活動を支援し、高齢者の雇用・就労機会の拡大に努めます。 高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、多様な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの機能拡充に向けた支援を行います。	子育て・福祉課 高齢者支援課
高齢者が社会を構成する重要な一員であるとの町民意識の高揚に努め、高齢者の持つ豊富な経験と知識を生かせるよう、社会参加の支援に取り組みます。	高齢者支援課
地域包括支援センター、介護事業者や家族などとの連携を密にし、判断能力などが不十分である高齢者の権利擁護を図るとともに、介護の際の虐待などの早期発見、防止に努めます。 また、虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な支援を行うため、関係機関との連携の強化等に取り組みます。	高齢者支援課
高齢者や、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、犯罪・特殊詐欺・悪徳商法等によるトラブルにあわないための意識向上や、防犯対策に取り組みます。	防災安全課



「えるがぁ」教室開催

「えるがぁ」体操やリクリエーションを楽しむ



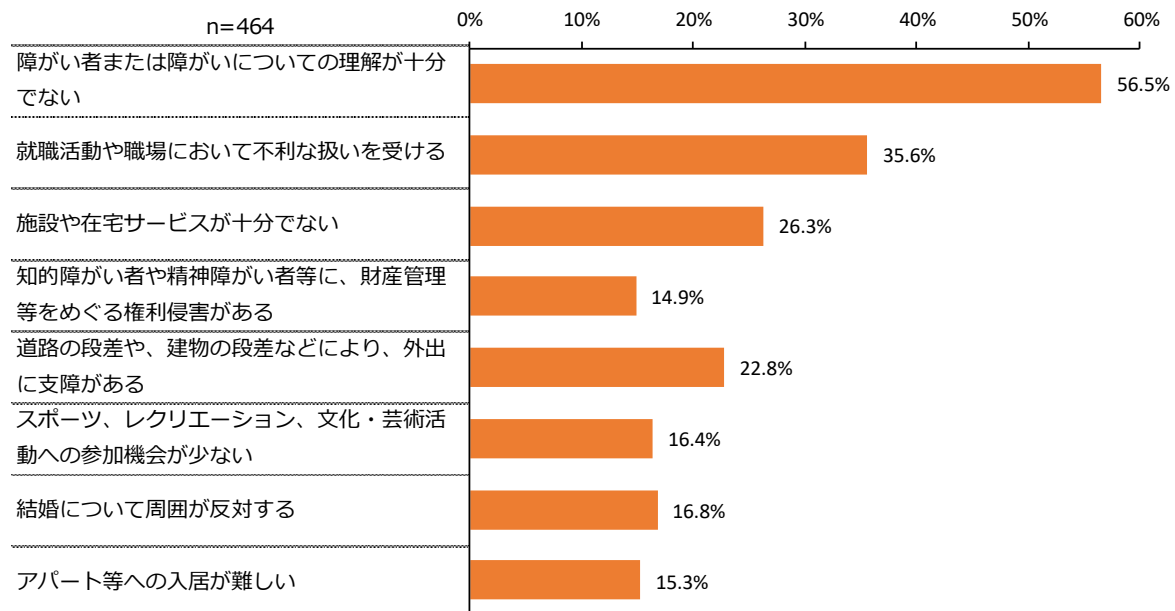
元気づくりマネージャー

(4) 障がい者

現状と課題

- 三重県の調査（令和元年）では、障がい者差別がなくなる見通しについて、差別があり、なくなると考える人が39.4%、差別はあるが、解決に向かうと考える人が33.3%と、なくなると考える人が上回っています。（令和4年は調査項目なし）
- 町民意識調査では、障がい者の人権が尊重されていないと感じる状況について、「障がい者または障がいについての理解が十分でない」が56.5%、「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が35.6%となっています。
- 障がい者差別の解消へ向けた意識の醸成、また障がいまたは障がい者についての理解を深める取組みが必要であり、障害者差別解消法（平成28年施行）に基づき、障がい者の人権尊重について様々な取組みを推進していく必要があります。

町民意識調査：あなたは、障がい者の人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況ですか。



基本的視点

- ノーマライゼーションの理念を実現するための啓発・広報活動を推進します。

基本方針

- 人権意識を持った、福祉計画の推進。
- 障がいのある人の人権尊重やノーマライゼーションの考え方の普及・啓発。
- 障がいや段階に応じた相談支援。
- 自立し、生きがいを持って生活するための就労支援。
- 障がい者への理解とボランティア等町民意識の向上。
- 障害者差別解消法の認知と推進。
- 地域や同年代の交流事業。

施 策	主 管 課
「南伊勢町障害者基本計画」に基づき、障がいのある人の地域生活、社会参加と地域の支え合いを促進します。	子育て・福祉課
発達障がいに関する対応の必要性に鑑み、障がい児の早期発見・早期療育、相談支援を図る体制づくりを進めます。 事業者や家族、関係機関が連携し支援を行い、虐待、差別や人権侵害などの発見・防止に努め、事案発生時には早急に対応できる取組を進めます。	子育て・福祉課
障がいのある人の自立を促進するため、一般企業への就労や福祉的就労への啓発を図り、障がいのある人の個性と能力に応じた就労・雇用機会の提供に努めます。	子育て・福祉課
障がいに対する正しい理解と障がいのある人の人権についての理解を促進します。関係機関や団体と連携し、広報や集会等の機会、小・中学校等における福祉教育やボランティア活動などを推進し、町民意識の向上を図るための普及・啓発活動を進めます。	子育て・福祉課
障がいを理由とする差別を解消するため、行政職員等の対応要領を定め、行政サービス等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組むとともに、「障害者差別解消法」の普及・啓発を進め、各省庁が策定する事業者向けガイドラインなどにより、民間事業者の取組を促進します。	子育て・福祉課
障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めます。	子育て・福祉課



地域活動支援センターでの活動

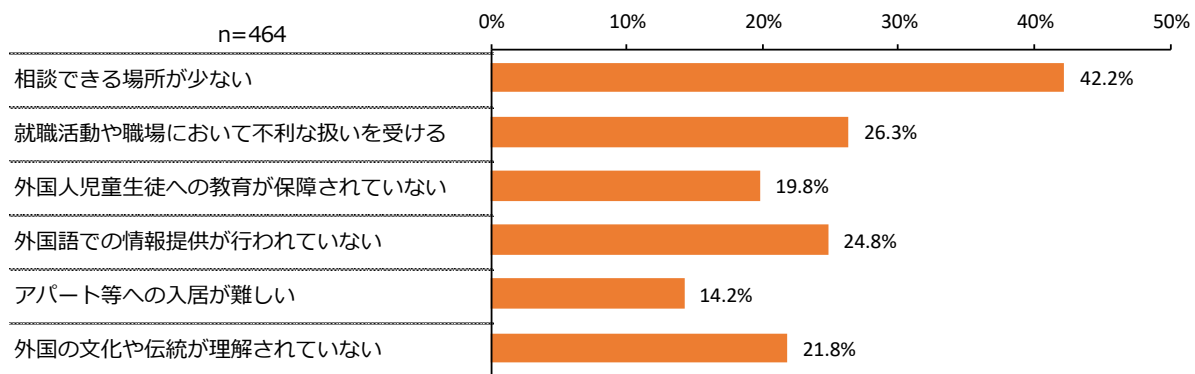


(5) 外国人

現状と課題

- 三重県の調査（令和元年）では、外国人差別がなくなる見通しについて、差別があり、なくならないと考える人が36.2%、差別はあるが、解決に向かうと考える人が30.5%と、なくならないと考える人が上回っています。（令和4年は調査項目なし）
- 町民意識調査では、外国人の人権が尊重されていないと感じる状況として、「相談できる場所が少ない」が42.2%、「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が26.3%となっています。
- 本町の外国人人口の割合は1%以下の低い水準にありますが、外国籍の住民が安心して就労しできることや相談しやすい環境をつくること、また差別解消に向けた啓発や異文化理解に取り組んでいく必要があります。

町民意識調査:あなたは、外国人の人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況ですか。



基本的視点

- 多文化共生に向けた相互理解を推進します。

基本方針

- 町民が、異なる文化・習慣及び価値観を互いに認識し、尊重しあえる意識を育んでいくことができる意識づくり。

施 策	主 管 課
宗教や習慣などの違いによる偏見や差別意識を解消し、より国際的視野に立った人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に努めます。	環境生活課

学校教育や社会教育を通じて、さまざまな国の人びとと共生する社会の形成者としての資質や能力の育成を図ります。外国人住民が、日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景、現状等についての学習・啓発を進めます。	教育委員会
地域で生活する外国人の悩みや不安に気軽に相談できるよう相談窓口を充実します。また、掲出物等の外国語表記について、幅広く推進します。地域における日常生活のルールやマナーなどの情報提供、日常生活に対する支援やサービスについて周知を図ります。	環境生活課
国籍や民族等の文化、習慣及び価値観の異なる人びとが、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて、啓発を行います。	まちづくり推進課
外国人労働者に対する相談体制を充実し、労働に関するトラブルの未然防止に努めるとともに、外国人労働者からの相談に対応します。	観光商工課
災害発生時に備えて、外国人住民への防災啓発や災害情報伝達体制の整備、被災した外国人住民を支援するボランティアの育成等の支援を県各市町と連携して行います。	防災安全課



(6) 同和問題

現状と課題

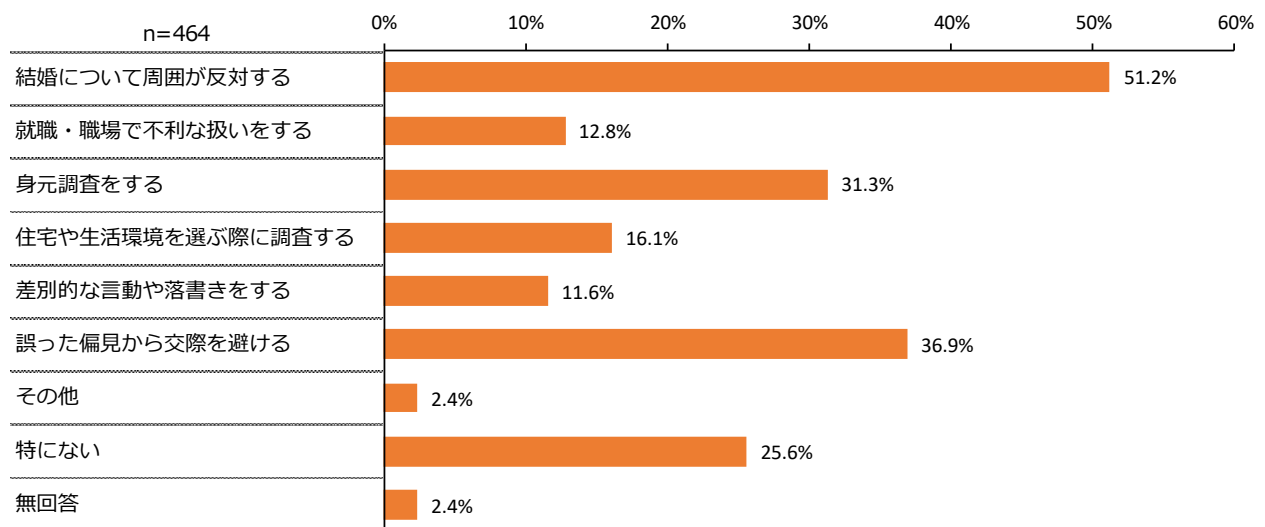
- 三重県の調査(令和4年)では、同和問題について明らかな差別があると思う人が10.4%、どちらかといえば差別があると思う人が30.4%でした。また、「同和問題にはかかわらない方がよい」と聞いたことがない人は64.1%、「同和地区の人はこわい」と聞いたことがない人が61.4%と半数以上を占めています。
- 町民意識調査では、同和問題の認知度は72.4%となっており、若い世代で同和問題を知らない割合がやや高い傾向にあります。
- 同和問題を知らない世代が増加傾向にあることから、「部落差別解消推進法」に基づいて正しい認識と理解を得るため教育・啓発広報活動に取り組んでいく必要があります。

町民意識調査:あなたは、同和問題(部落差別)について知っていますか。

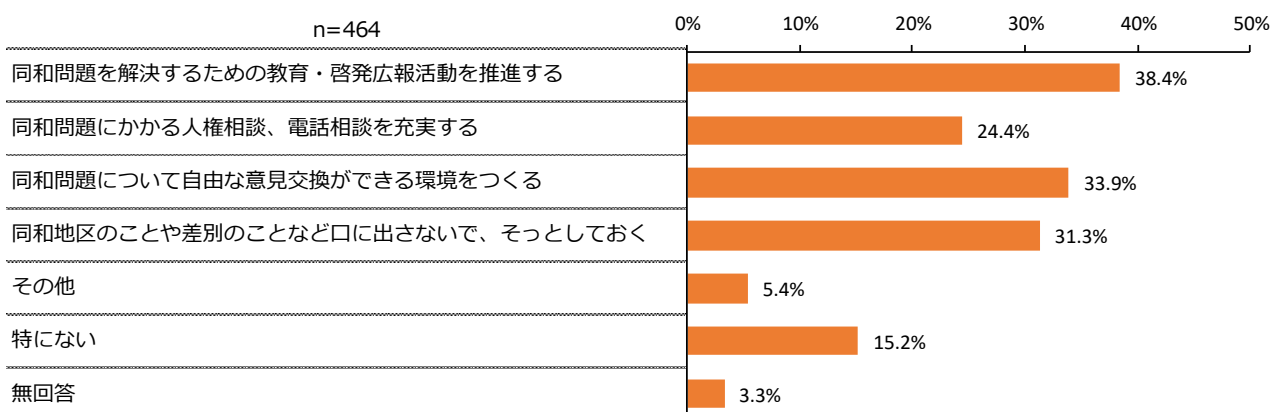
⇒「知っている」72.4% 「知らない」17.9%

「同和問題(部落差別)を知っている」と答えた方

同和問題(部落差別)に関し、現在どのような問題が起きていると思いますか。



同和問題(部落差別)を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。



基本的視点

- 地域の実情に沿った同和問題対策、同和問題に関する教育・啓発活動を推進します。

基本方針

- 地域の実情に応じた啓発活動を推進。
- 同和問題の解決に向けた理解や意識の変革。
- 差別事象発生時の早急な対応。



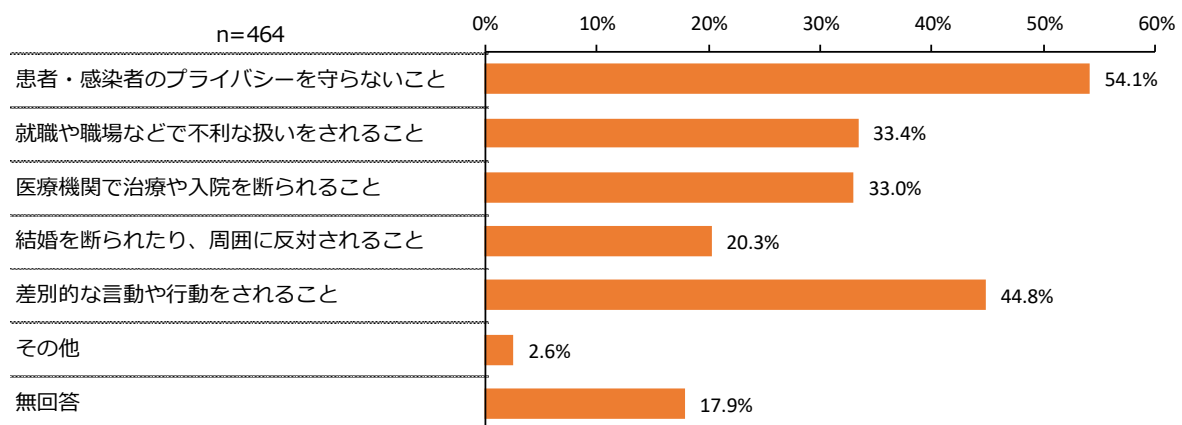
施 策	主 管 課
同和問題の早期解決を目指して、正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るため、講演会等を通じ啓発の充実に努めます。 地域内や企業内人権、同和教育についても支援に努め、さまざまな主体と連携し、地域の実情に応じた啓発を推進します。	環境生活課
学校教育や社会教育を通じて、同和問題に関する町民の正しい理解と認識の高揚を図ります。	教育委員会
インターネットを利用した差別的な情報の掲載に対して、人権侵害としての調査や人権相談など、事案に応じて迅速に対応できるよう、国、県、他市町等、関連機関等と連携の強化を図ります。	環境生活課
えせ同和行為について、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、地域各種団体・関係機関などとの連携より、適切な対応と被害の未然防止に努めます。	環境生活課

(7) 新たな感染症及び難病等患者とその家族など

現状と課題

- 三重県の調査(令和4年)では、友人がHIVに感染していることがわかった場合、友人を避けるようになってしまうかについて、そう思う、どちらかというと思うと答えた人は20.9%でした。新型コロナウイルス感染症に起因する差別について明らかな差別がある、どちらかといえば差別があると答えた人は、36.3%となっています。
- 町民意識調査では、感染症患者等が地域で生活する上で特に問題があると思うことは、「患者・感染者のプライバシーを守らないこと」が54.1%、「差別的な言動や行動をされること」が44.8%となっています。また5年前(平成30年)の調査と比較すると、新たな感染症患者等の人権問題はやや関心が高くなっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と考えられます。
- 感染症患者等の人権が尊重され地域で生活する上では、感染症に関する正しい知識についての啓発やプライバシーに配慮した相談や支援を充実させていく必要があります。

町民意識調査：あなたは、感染症患者等が地域で生活する上で、特に問題があると思うことは何ですか。



基本的視点

- 患者本位の医療体制づくりを推進します。
- 新型コロナウイルス感染症患者に対する差別や誹謗中傷の被害を抑制します。
- 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を推進します。

基本方針

- 感染症に対する偏見・差別をなくすための正しい知識の普及や啓発活動の推進。

施策	主管課
感染症についての正しい理解の普及や啓発に努めます。また、難病患者やその家族の不安解消のため、関係機関と連携します。	子育て・福祉課
今後も新たな感染症が発生した時、罹患者及びその家族等が不当な扱いを受けないように、人権意識の向上を図ります。	環境生活課

(8) 犯罪被害者等

現状と課題

- 犯罪により被害を受けた方やその家族に対しては直接的な犯罪の被害だけでなく、偏見等による二次被害を受ける不安に苦しめられる場合があります。
- 本町では、令和2年12月に犯罪被害者等の方を支える社会形成のための「南伊勢町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。条例に基づき犯罪被害者等が相談することができる窓口を設け、問題解決に向けた支援を行っていきます。

基本的視点

- 犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進します。

基本方針

- 南伊勢町犯罪被害者等支援条例の施行。
- 犯罪被害者の人権について理解を深めるための啓発の推進。
- 犯罪被害者の救済措置。

施 策	主 管 課
犯罪被害者への行き過ぎた取材や報道を自粛するようマスメディアに促します。	防災安全課
学校教育や社会教育の場においても、行き過ぎた取材や報道が人権侵害となる可能性を教えるなど、正しい理解に努めます。	防災安全課 教育委員会
犯罪被害者等が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等の人権問題について、幅広い啓発活動や支援に関する情報提供を推進し、民間団体との連携により総合的に施策を進めます。	防災安全課 環境生活課

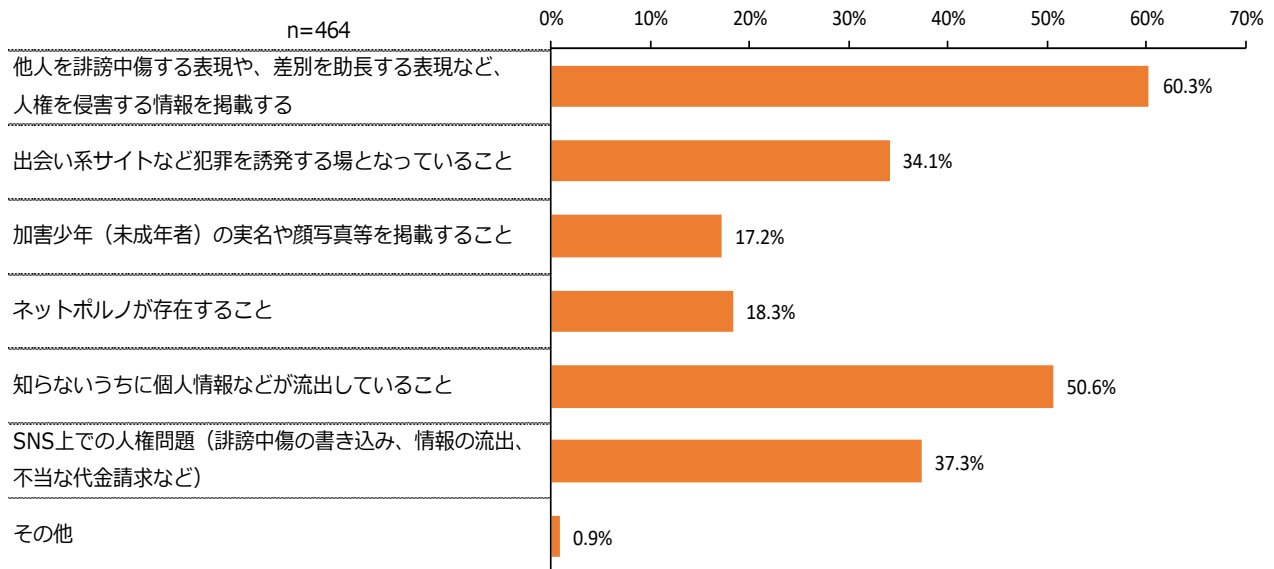


(9) インターネットによる人権侵害

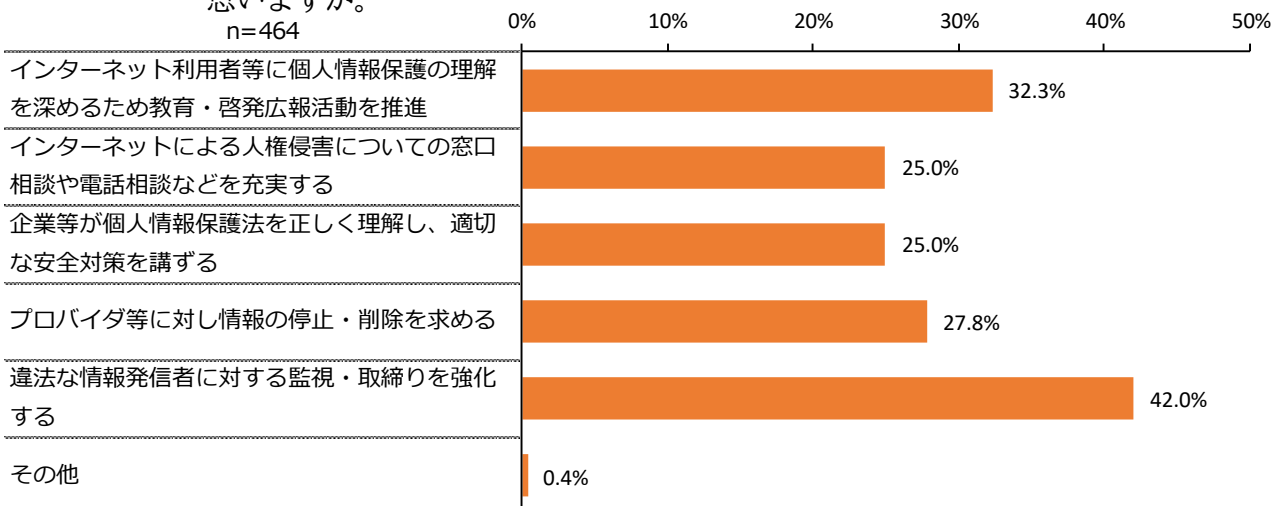
現状と課題

- 三重県の調査（令和元年）では、インターネット上で他人を誹謗中傷する表現を見たことがあるかについて、見たことはないと回答した人が42.7%である一方、見たことがある人は47.8%となっており、インターネット上の人権侵害が身近になってきている状況が伺えます。（令和4年は調査項目なし）
- 町民意識調査では、インターネットによる人権侵害の問題として、「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載する」が60.3%、「知らないうちに個人情報などが流出していること」が50.6%、「SNS上での人権問題」が37.3%となっており、誹謗中傷に関する問題についての回答が多くなっています。

町民意識調査：インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



町民意識調査：インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。



- インターネットによる人権侵害の問題は依然、関心が高くなっており、特に誹謗中傷についての意識が高いことから、情報モラルについての教育や啓発、また誹謗中傷に対する対策に取り組む必要があります。

基本的視点

- 情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての教育・指導体制を強化します。

基本方針

- インターネットの利用方法について、子どもたちへの指導、教育と情報提供の充実。
- 個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発。
- インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対する相談・支援体制の充実。

施 策	主 管 課
三重県や関係機関と連携し、社会教育の場におけるインターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する情報教育に努めます。個人のプライバシーや人権の尊重について、正しい理解のための啓発活動の充実を図ります。	環境生活課
インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、ネットモニタリングの実施と、関連機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	環境生活課 まちづくり推進課
・学校において、インターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する情報教育に努めます。 ・学校におけるネットモラル教育の推進や教職員の情報モラル指導に関わるスキルの向上等、インターネットを正しく活用するための環境づくりを進めます。保護者を対象とした啓発や、学校と家庭が連携して子どもを見守る体制づくりを進めます。	教育委員会

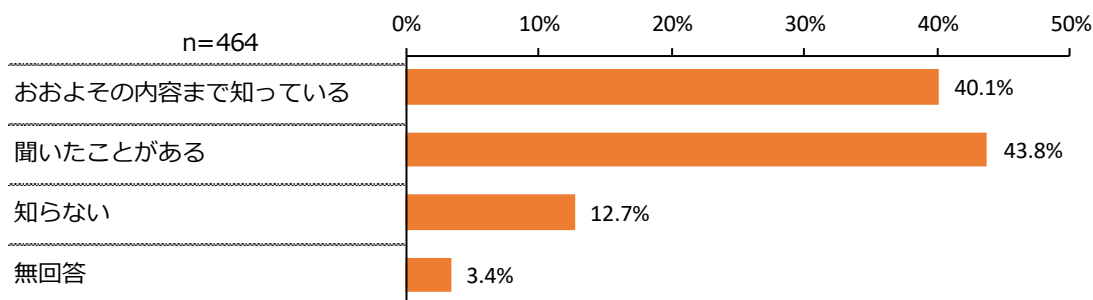


(10) L G B T 等性的マイノリティ

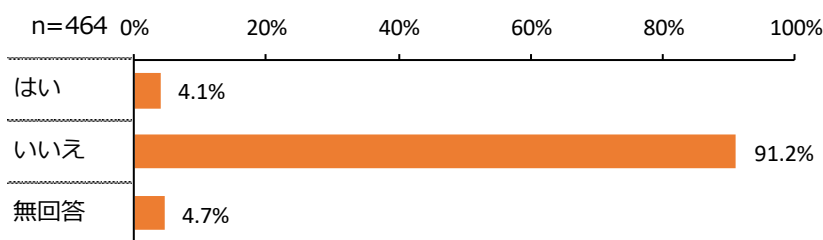
現状と課題

- 三重県の調査(令和元年)では、自分の性別に悩んだことがあるかどうかについては、あるが2.6%でした。令和4年の調査では、もし、自分の子どもが同性愛者やトランスジェンダーであっても、親として子どもの側に立ち、力になると思う人(そう思う、どちらかといえばそう思う)は、66.0%で高くなっています。
- 町民意識調査では、今までに性的指向や性自認について悩んだことがあるかどうかについて、4.1%の方が「はい」と回答し、令和元年の三重県の調査結果を上回りました。
また、性的マイノリティの方々にとって、生活しづらいと思うと答えた方の理由としては、「いじめ(悪口、嫌がらせなど)や差別を受けるから」が64.2%、「家族や友人等に相談しづらい状況にあるから」が49.0%、「性別で区分された設備(トイレなど)を使いづらいから」が45.4%となりました。
- こうした現状から、偏見や差別解消のために性的マイノリティに関する正しい理解を得る教育・啓発を行い、誰もが生活しやすい社会づくりに取り組む必要があります。

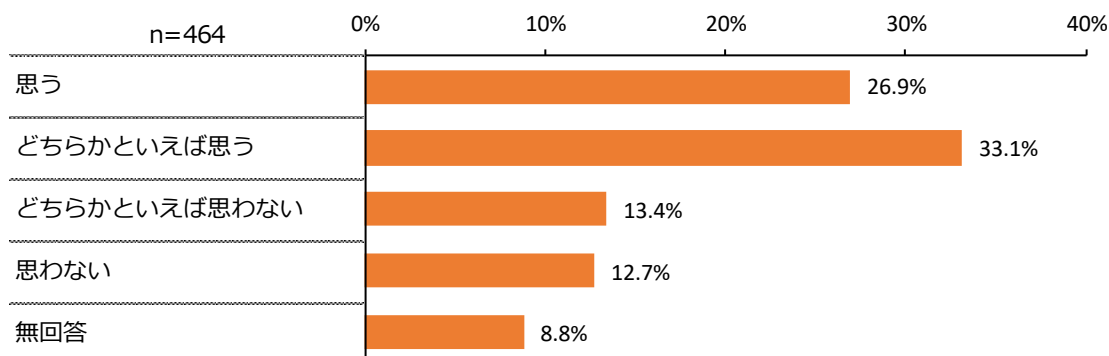
町民意識調査:あなたはLGBTという言葉を知っていますか。



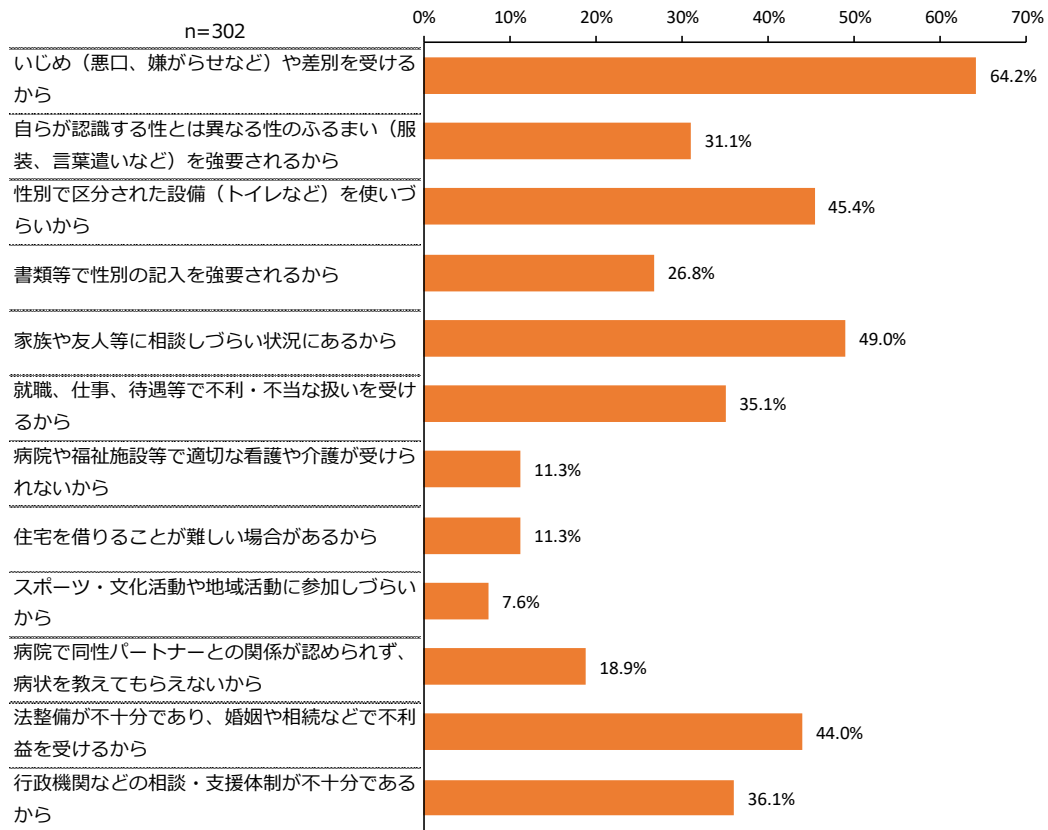
あなたは今までに性的指向や性自認について悩んだことはありますか。



あなたは、LGBT・性的マイノリティの方にとって、現在の社会は生活しづらいと思いますか。



LGBT・性的マイノリティの方が、現在の社会で生活しづらい理由はどのようなことだと思いますか。



基本的視点

- 性的マイノリティの方々の人権が尊重されるまちづくりを実現します。

基本方針

- 性の多様性について、正しい知識の普及・啓発。
- 適切に相談対応ができる体制の整備と、相談窓口の周知。

施策	主管課
LGBT等の性的マイノリティのくびとが生きていく上での困難な状況の解消に向け、現状の課題認識と課題解消に向けて取り組みます。あわせて、LGBT等性的マイノリティに配慮した、施設整備について推進します。	環境生活課
三重県パートナーシップ宣誓制度に基づき、町営住宅への入居時に夫婦と認めるなど、公的サービスへの利用拡大について情報提供します。	環境生活課



(11) さまざまな人権課題

現状と課題

- 三重県の調査（令和元年）では、人権問題における現状認識について、刑を終えた人たちやその家族への差別や障がい者差別、外国人差別について、「差別があり、なくなる」と回答した人の割合が、解決に向かうと回答した人の割合より高くなっています。（令和4年は調査項目なし）
- 町民意識調査での、あなたが関心のある人権課題についての回答は、前頁までの(1)～(10)以外には、「ホームレスや生活困窮者」14.7%、「刑を終えて出所した人」9.1%となっています。
- 町民の関心の高い人権問題は多岐に渡るため、これらに対して理解を深めるための啓発を行うことや、人権問題について正しい認識を持つための学習活動が必要です。

基本的視点

- さまざまな人権課題に対して正しく現状認識をし、理解を深めることができる啓発活動と人権学習の推進体制を構築します。

基本方針

- さまざまな人権問題についての教育・啓発の推進。
- 多様な人権侵害に対する相談・支援体制の整備。

施 策	主 管 課
国、県との連携を図りながら、町民に対して、さまざまな人権についての正しい理解を深めるため、多様な機会を通じた啓発活動や、相談員の人材育成・養成の充実を図ります。	環境生活課
各種統計データや差別事象の発生状況、人権相談の状況等、社会の動向をもとに、さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組みを行います。	環境生活課
生活困窮者の自立への支援が早期に円滑に行われるよう取り組むとともに、「貧困の連鎖」が起こることのないよう、生活困窮家庭の子どもへの生活面や学習面での支援等に取り組めます。	子育て・福祉課
自殺未遂者、自死遺族等については、適切な支援が提供されるよう、情報収集や情報提供、普及啓発、人材育成等を実施するとともに、市町・NPO・関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策を推進します。 「ニート」や「ひきこもり」については、本人や家族を対象とした悩みの相談や話し合える場の提供等に努めます。	子育て・福祉課

第3章 施策の推進にあたって

1 町人権施策の推進体制と仕組みについて

(1) 推進体制の構築

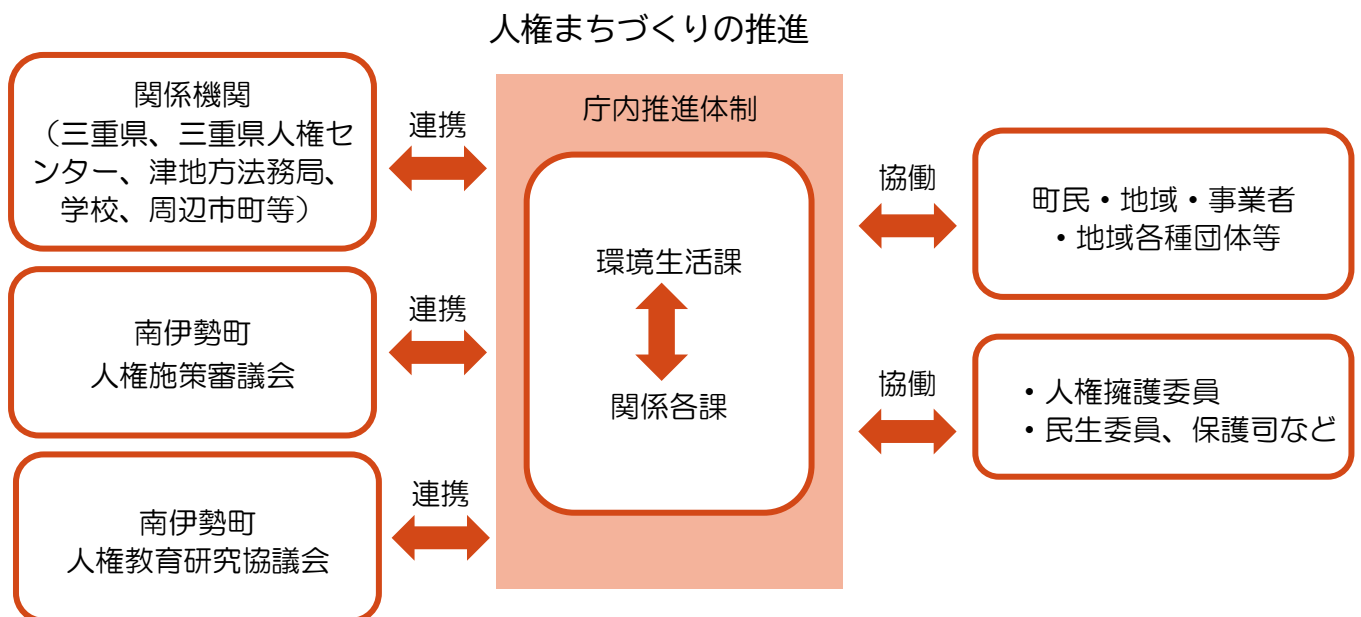
人権教育や人権啓発をはじめ、人権侵害の防止、人権擁護等が広範かつ効果的に展開されるには、NPOや教育現場をはじめ、地域の各種団体や企業、町民の学習グループ等との連携、協力を推進するとともに、町民に対しても人権に関するさまざまな情報や関連データ等の公開や本町の施策の基盤となる情報提供を求めるよう努めます。

また、職員の人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、それぞれの行政分野において適切な対応が行われるよう体系的に人権研修を実施します。

そして、さまざまな人権課題に対応し、人権教育や人権啓発、人権相談等を適切にまた効果的に行うため、国や県、近隣自治体の関係機関との連携を図ります。

(2) 全町的な人権施策推進にあたっての仕組みづくり

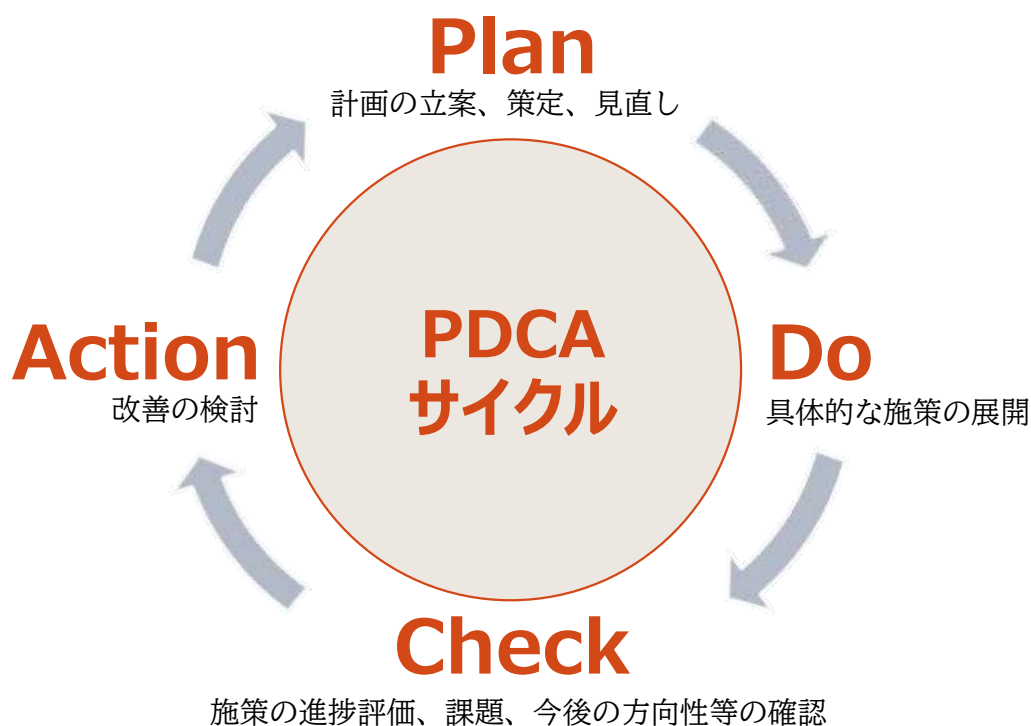
本町の人権施策推進にあたっては、関係機関をはじめ、町内で活動する町民や事業者、人権擁護委員・民生委員の方々との連携・協働の仕組みづくりに取り組むことで、全町での人権施策推進を実現していきます。



2 基本方針の進行管理と見直し

本方針の施策を効率的かつ効果的に実施していくため、方針に基づく各施策の進捗状況を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。また、「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「改善（Action）」＜PDCAサイクル＞のなかで、町民・関係団体などの基礎データを把握し、施策・事業の実効性を高めていきます。

なお、本方針は人権に関する国の関連法の整備や制度の改正、関連諸計画の変更など、常にその時の社会情勢を踏まえた対応を図ることが重要となるため、推進期間内でも必要に応じ計画を見直すものとし、検証のための審議会を毎年行うこととします。



資料

(1) 南伊勢町人権施策基本方針策定過程

年 月 日	事 項
令和4年9月27日	第1回人権施策基本方針審議会
令和4年11月21日～12月2日	町民意識調査
令和5年1月24日	第2回人権施策基本方針審議会
令和5年3月7日～3月21日	パブリックコメント
令和5年3月22日	第3回人権施策基本方針審議会（書面決議）

(2) 南伊勢町人権施策審議会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	四日市大学総合政策学部 教授	松井 真理子	
2	三重県環境生活部人権課 課長	石 塚 孝 昭	
3	南勢志摩児童相談所 所長	辻 村 恵 美	
4	南伊勢町人権教育研究協議会 会長	服 部 卓 也	会 長
5	南伊勢町社会福祉協議会 会長	山 本 壽 人	
6	南伊勢町地域自立支援協議会 会長	上 村 由 佳 里	
7	伊勢人権擁護委員協議会人権擁護委員	橋 川 裕 子	副会長

第三次南伊勢町人権施策基本方針

発 行：南伊勢町

編 集：南伊勢町 環境生活課

住 所：〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057

T E L：0599-66-1154 F A X：0599-66-2166

H P：<https://www.town.minamiise.lg.jp/>

発行年月：令和 5 年 3 月
